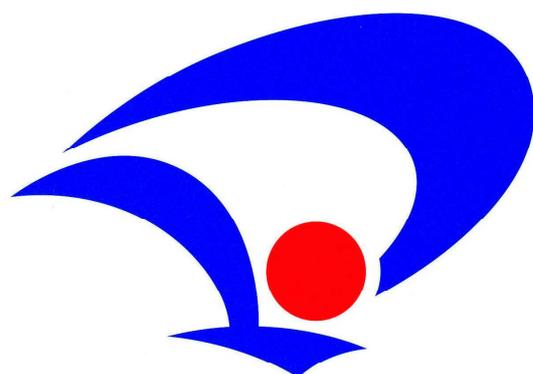


第3次 大仙市行政改革大綱

(平成26年度～平成31年度)



平成26年3月

秋田県大仙市

目 次

| | |
|---------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| I これまでの行政改革と今後の必要性 | 2 |
| 1 これまでの行政改革の取り組み | 2 |
| 2 大仙市を取り巻く現状と課題 | 3 |
| 3 さらなる行政改革の必要性 | 7 |
| II 改革の推進期間と推進体制 | 11 |
| 1 改革の推進期間 | 11 |
| 2 改革の推進体制と進行管理 | 11 |
| III 改革の視点と基本方針 | 13 |
| 1 改革の視点 | 13 |
| 2. 改革の基本方針 | 13 |
| IV 改革の具体的方策 | 15 |
| 1 成果を意識した効率的・効果的な行政運営 | 15 |
| (1) 行政運営のスリム化の推進 | |
| (2) 選択と集中による事業の重点化 | |
| (3) 行政運営システムの充実 | |
| 2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力向上 | 16 |
| (1) 社会情勢や市民ニーズに対応した行政サービス | |
| (2) 市民との協働のまちづくりの推進 | |
| (3) 職員力の向上と意識改革 | |
| 3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進 | 17 |
| (1) 持続可能な財政基盤の確立 | |
| (2) 財源の確保・拡充 | |
| (3) 行政経費の節減・効率化 | |
| 資 料 | 19 |

はじめに

大仙市は、平成17年3月に8つの市町村が合併して誕生しました。

市では、合併協議において策定した新市建設計画（まちづくり計画）を反映させたものとして、平成18年度～27年度の10カ年を計画期間とする「大仙市総合計画」を策定しました。この計画は、よりよいまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために、地域の特性を活かしつつ、独自性のある施策を展開する市政運営の基本方針としての役割と性格を持っています。

大仙市総合計画では、将来都市像として「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」の早期実現を目指して、「人が生き地域が輝くまち」「人が集い地域が躍動するまち」「ともに支え合い笑顔と豊かな心に出会うまち」の3つの基本理念を掲げて市全体で取り組んでいます。

また、この構想の実現に向け、市が発展するために、次の2点を中心に進めています。1点目は「行財政運営の効率化」を掲げ、効率的・効果的な行政運営と、健全で計画的な財政運営を行うこと、2点目は、「市民との協働」を掲げ、開かれた行政への取り組みと、市民・事業者・行政等地域すべての構成員が自立・協働によるまちづくりを進めることです。

このため行政においては、厳しい財政状況のもと、地方分権時代にふさわしい自治体として、さまざまな行政課題や多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、「大仙市行政改革大綱」を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間、また、「第2次大仙市行政改革大綱」を策定し、平成22年度から平成25年度までの4年間にわたり、行政改革に取り組んできました。

今回、平成25年度で第2次大仙市行政改革大綱の推進期間が終了し、少子高齢化、過疎化の進行等、依然として課題を抱えていること、加えて合併特例期間が平成26年度に終了し、地方交付税が減額されることとなるため、継続して行政改革を進める必要があることから、「第3次大仙市行政改革大綱」を策定し、行政改革に引き続き取り組んでいきます。

I これまでの行政改革と今後の必要性

1 これまでの行政改革*1の取り組み

本市では、大仙市総合計画に掲げる将来像の実現に向け、平成18年に策定した大仙市行政改革大綱*2に基づき、「市民参加と協働の推進」、「効率的な行政運営の確立」、「財政の健全化」の3つの基本方針のもと、本庁と大曲総合支所の統合や補助金審査委員会による補助金の見直しなど、多岐にわたる行政改革の取り組みを行ってきました。

平成22年度からの第2次行政改革大綱では、第1次行政改革大綱の3つの基本方針を引き継ぎ、厳しい財政状況と職員数の適正化を進める中で、複雑・多様化する市民ニーズに応え、「市民満足度の向上」を実現するため、最小の経費で最大の効果を上げるべく、改革を進めてきました。具体的取り組みとしては、第1次行政改革で行ってきた職員の定員管理や公共施設の廃止・譲渡といった取り組みに加えて、地域コミュニティ*3の活性化を図るための活動支援や、選挙における投票区の再編、市債発行額の抑制による将来負担の軽減などを行ってきました。成果としては、前期実施計画と後期実施計画を併せて約14億2千5百万円の財政効果を生み出すことができたところであり、一定の成果を得ることができたものと思っています。（表1）

（表1）第2次行政改革大綱の成果

第2次行政改革前期実施計画の成果（平成22年度～23年度）

| 基本方針 | 個別取組項目数 | 目標達成項目数 | 目標達成率(%) | 財政効果額(千円) |
|----------------|---------|---------|----------|----------------------|
| 1. 市民参画と協働の推進 | 27 | 24 | 88.9 | 2,232 (算出項目数1) |
| 2. 効率的な行政運営の確立 | 56 | 45 | 80.4 | 833,838 (算出項目数5) |
| 3. 財政の健全化 | 27 | 24 | 88.9 | 113,460 (算出項目数5) |
| 計 | 110 | 93 | 84.5 | 949,530 (算出項目数11) |

第2次行政改革後期実施計画(平成24年度～25年度)の成果

| 基本方針 | 個別取組項目数 | 進捗状況 | | | 財政効果額(千円) |
|----------------|---------|---------------------|----------------------|--------|----------------------|
| | | 目標達成項目数 (内達成見込数) | 目標達成率(%) (達成見込含む) | 取組中項目数 | |
| 1. 市民参画と協働の推進 | 21 | 14 (6) | 66.7 | 7 | 15,837 (算出項目数1) |
| 2. 効率的な行政運営の確立 | 37 | 20 (16) | 54.1 | 17 | 449,389 (算出項目数11) |
| 3. 財政の健全化 | 12 | 8 (7) | 66.7 | 4 | 10,746 (算出項目数4) |
| 計 | 70 | 42 (29) | 60.0 | 28 | 475,972 (算出項目数16) |

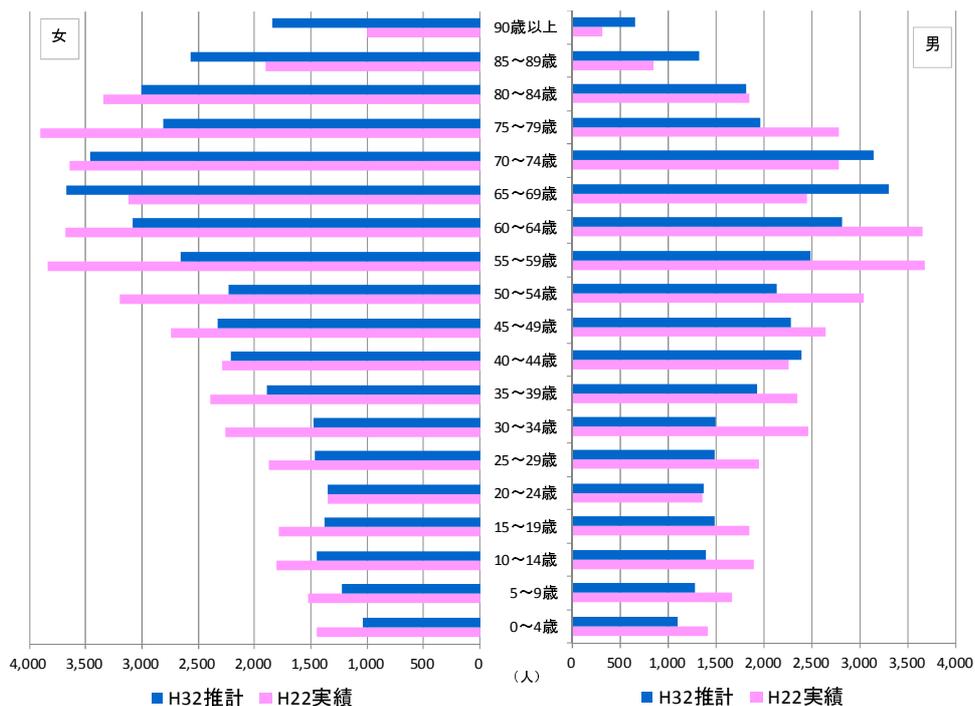
※財政効果額については、算出できる項目のみの合計額となります。また、後期実施計画(平成24年度～平成25年度)の成果については、平成25年12月末の数値となっています。

2 大仙市を取り巻く現状と課題

本市の人口は、若年層などの人口流出と出生率の低下による人口減少が続いている状況にあります。特に幼少人口(0歳～14歳)及び生産年齢人口(15歳～64歳)が大きく減少し、逆に高齢者人口(65歳以上)の割合が伸びており、今後ますます人口減少や少子高齢化が進むと予測され、労働力や地域経済の衰退が一層進むことが懸念されます。(図1)

(図1) 大仙市の人口動態

※国立社会保障・人口問題研究所
『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』参照



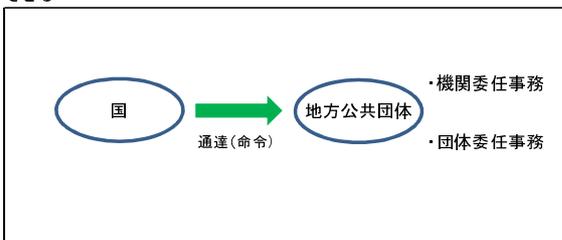
また、本市を含む地方都市では、日本経済の景気が回復傾向にあると言われていたもののその波及が遅く、依然として楽観視できない状況にあります。

さらに、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを目的とした地方分権改革が進められています。かつての体制では、地方自治体の主な責務は、国の政策に基づいて決められた業務を適切に行うこととされていた行政運営を主に行っていましたが、地方分権一括法施行により、各自治体それぞれが主体的、総合的に地域における行政を運営する役割を担うこととなりました。（図2）

（図2）地方分権改革

※地方分権一括法（平成12年4月施行）による国と地方公共団体の役割の変化

旧制度：地方公共団体の長等を国の機関とし、国の事務を委任して執行させる



現行制度：地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う

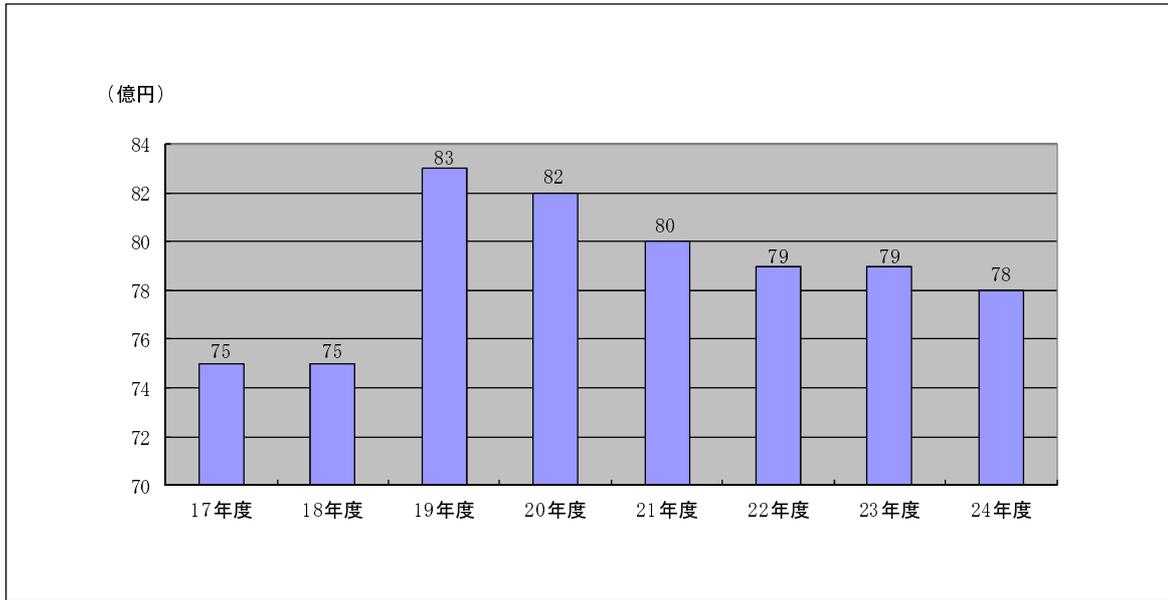


※地方分権一括法の施行に伴い、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が図られ、自治体の自主性強化、自由度が拡大された。

この改革により、地方公共団体への権限の移譲^{*4}や義務付け・枠付けの見直し^{*5}と条例制定権の拡大^{*6}、国庫補助負担金^{*7}、地方交付税^{*8}等の財政上の措置の見直し等が進められており、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

一方、市の財政状況は、自主財源^{*9}の柱である市税収入の伸び悩み（図3）、社会保障関係経費^{*10}の増大に加え、歳入全体の2分の1を占める普通交付税^{*11}については、合併特例期間終了により平成27年度から段階的に減額され、平成32年度以降は現時点における試算によると現在より年額にして約50億円が減額となることから（図4）、今後は大変厳しい財政運営になると予想されます。

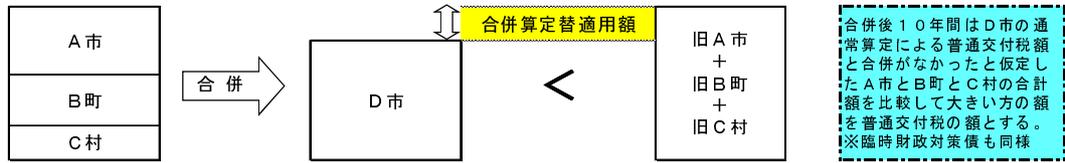
(図3) 市税収入の推移



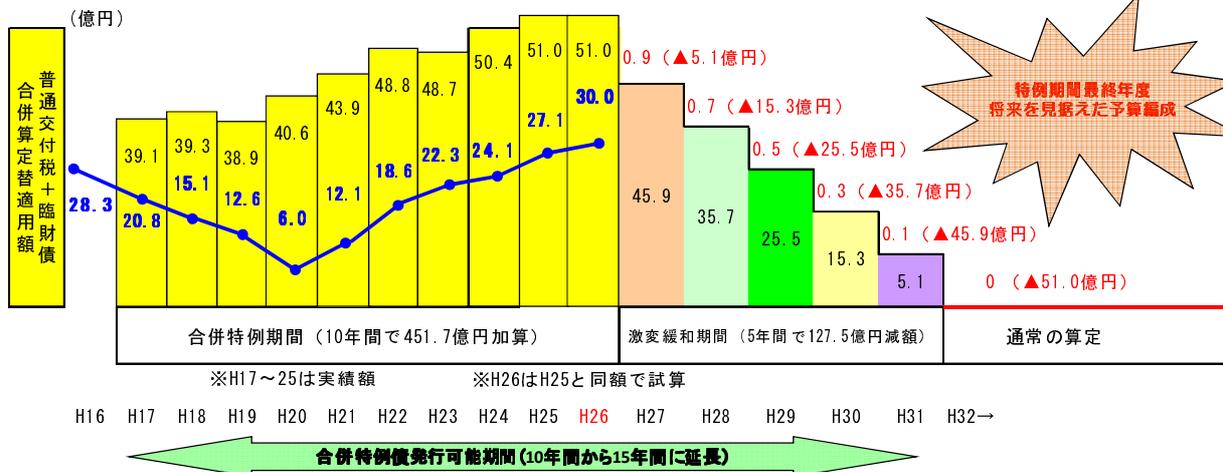
(図4) 合併特例期間終了による影響

平成27年度から合併算定替適用額が段階的に減額となり、平成32年度からは通常の算定額となる。

※合併算定替えとは？



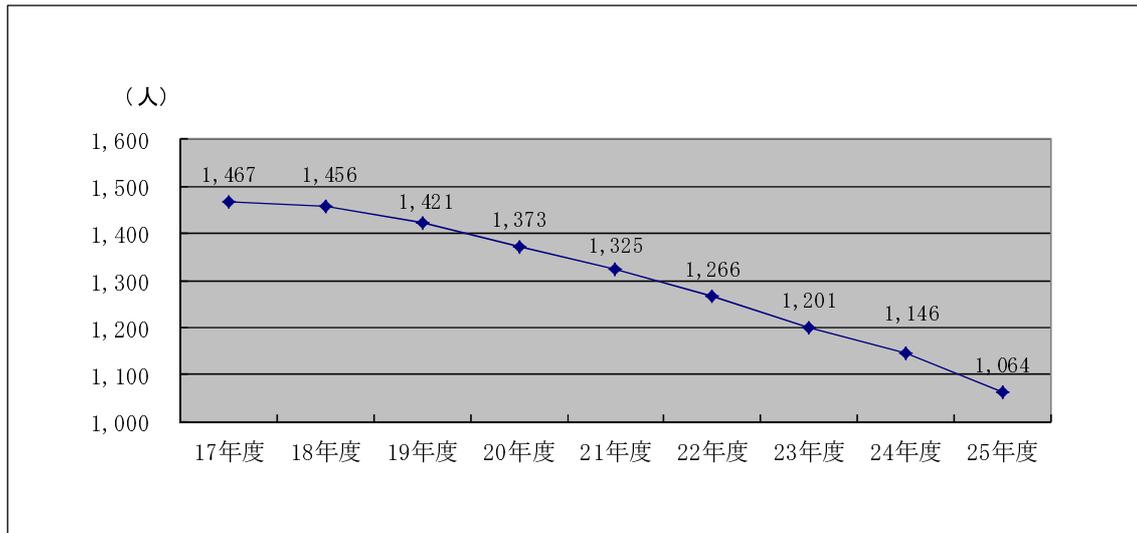
● 財政調整基金残高



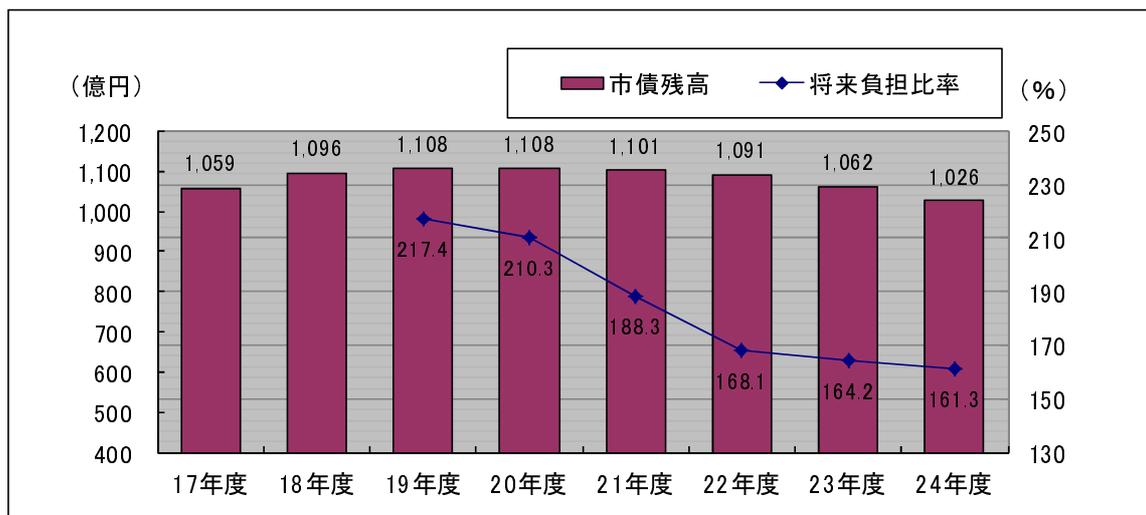
※臨時財政対策債とは、地方債の一種で、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合、交付税を減らしてその穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。

このことから、職員の定員適正化計画^{*12}（図5）に基づく人件費の削減や公債費^{*13}の削減、市単独補助金^{*14}の見直し、公債費負担適正化計画^{*15}による市債^{*16}発行額の抑制を行ってきたほか（図6）、国・県の有利な補助金等の積極的な活用や市有財産の売却処分、財政調整基金^{*17}の積み増しによる財源確保など、歳出の削減と歳入の確保に努めています。（図7，図8）

（図5）職員数の推移

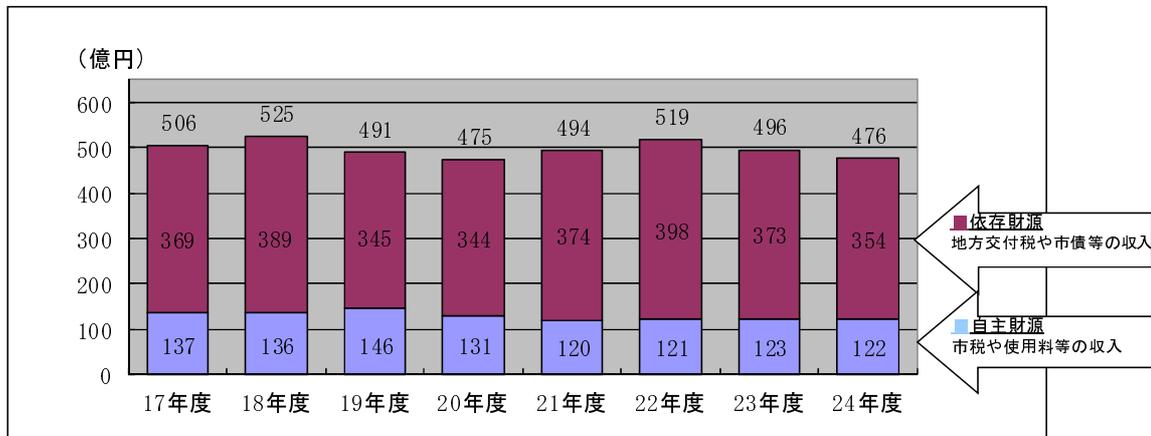


（図6）全会計の市債現在高と将来負担比率の推移

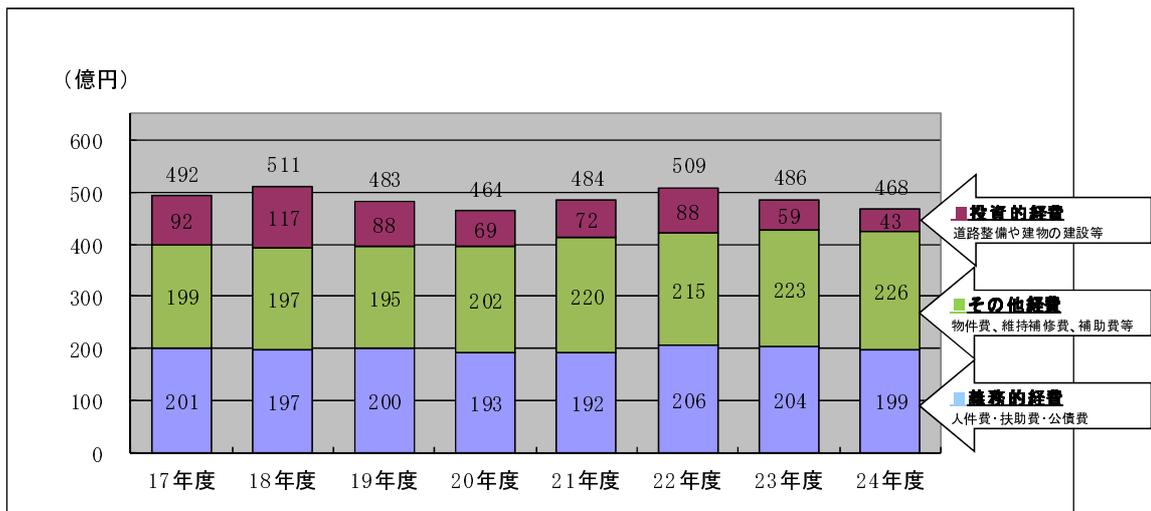


※将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

(図7) 歳入構造の推移



(図8) 歳出構造の推移



3 さらなる行政改革の必要性

これまでの行政改革の中で、従来の業務を適切に行う行政運営に加え、効率的・効果的に質の高い行政サービスを提供するため、成果を重視し、市民の満足を追求する行政運営にも取り組んできました。

現在、市には、人口減少や少子高齢化といった行政課題があるほか、市民の価値観が複雑・多様化したことにより、多種多様な意見や要望が寄せられています。

このような状況の中にあっては、行政サービスが市民ニーズに適合するかどうかということが重視されるべきであり、市民の満足度がどの程度向上したかという「成果」がこれまで以上に重要となります。「市民満足度の向上」を実現していくためには、職員一人ひとりが「大仙市を発展・成熟させていく」という「全体的満足度の向上」と「市民一人ひとりの満足度を高める」という「部分的満足度の向上」*18の両立を目指すという共通のビジョンを持つとともに、市民の視点に立って市民が真に求めているものを的確に把握しながら、「人・モノ・予算・情報・時間*19」などの限られた資源を無駄なく最適に配分、活用し、効率的に事業を行う行政運営を一層推進していかなければなりません。

また、財政状況については、これまでの行政改革の取り組みだけでは今後の持続可能な財政運営は非常に厳しく、現状のまま推移すると、数年後には市の施策の急激な見直しや廃止など市民サービスへの大きな影響が危惧されることから、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を得られる「選択と集中*20」による、地方分権時代にふさわしい新たな行財政改革に早期に取り組むことが必要です。

***1 行政改革**

国や地方公共団体の行政機関について、内外の変化に適応するために、その組織や機能を変えること。具体的には組織の効率化や経費の削減、サービスの向上を目的としている。

***2 大仙市行政改革大綱**

将来に向けて良質な行政サービスを継続させていくため、組織・機構の効率化や財政の健全化等、本市の行う行政改革の指針となる事項をまとめたもの。

***3 地域コミュニティ**

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会あるいはそのような住民の集団。

***4 権限の移譲**

国の権限に属する事務の一部を地方自治体が処理することができる制度。また、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより、市町村が処理することができる制度。

***5 義務付け・枠付けの見直し**

国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めること。

***6 条例制定権の拡大**

義務付け・枠付けの見直しに伴い、実質的に条例制定の範囲が拡大されること。

***7 国庫補助負担金**

国の予算のうち使途を特定して地方公共団体に交付される国庫支出金のうち、国が地方の施策等の財政援助をする国庫補助金と、国が地方公共団体と共同で経費を負担する国庫負担金の二つの支出金のこと。

***8 地方交付税**

地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財源の均衡化を図り、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう、国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障する制度。財政需要の目的別に、普通交付税と特別交付税の2つがある。

***9 自主財源**

市の財源のうち、国・県に依存しないで独自に調達できるもの。市税のほか、手数料・使用料・寄付金など。

***10 社会保障関係経費**

国民の生活を保障する社会保障に関連する歳出。一般会計における社会保障関係費は社会保険費、社会福祉費、生活保護費、保健衛生対策費、失業対策費に分類されている。

***11 普通交付税**

行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分する。平成の大合併では優遇措置があり、合併から10年間は旧市町村が存在するものとして、各団体分を合計した全額の配分が受けられる。

***12 定員適正化計画**

人口、産業構造などから導かれた職員数を目標とし、超過している職員数を削減する年次計画。第1次計画は平成18年度～22年度の5年間で427人削減している。

第2次は平成25年度～30年度とし、さらに200人の削減を目標としている。

***13 人件費、公債費**

国または地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費を義務的経費と言い、人件費（職員給与等）、公債費（地方債等の償還）のほかに扶助費（法令に基づいて支出が義務づけられている住民福祉を支えるための経費）がある。

***14 市単独補助金**

補助金の財源に国、県の財源が含まれていない、市が単独で交付する給付金。

***15 公債費負担適正化計画**

大仙市は、平成21年度の実質公債費比率（自治体の収入に対する負債返済の割合）が18.9%（平成18～20年度の3カ年平均）となり、国が定める基準値（18.0%）を超えたことから、平成21年度～27年度を計画期間として、公債費負担の適正な管理を実行する計画を策定している。

***16 市債**

市が歳入の不足を補うために発行する債券。公共施設の整備などの資金として借り入れ、その償還が一会計年度を超えるものを言う。

***17 財政調整基金**

自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

***18 全体的満足、部分的満足**

経営において「部分最適」と「全体最適」という概念がある。「部分最適」とは、短期的に収益を極大化する考え方で、「全体最適」とは短期的な利益は犠牲にしても、長期的には利益を極大化しているという考え方である。これを市政運営に適用し、市民一人ひとりの満足を「部分的満足」、市全体の満足を「全体的満足」と考える。

***19 人・モノ・予算・情報・時間**

経営学用語の一つであり、企業に必要な経営能力である、資金調達、販売、従業員管理、経営管理などの諸々の力の集合体を経営資源と言う。有形の「ヒト」「モノ」「カネ」と無形の「情報」と言われていたが、近年、第5の資源として様々な説が論じられており、ここでは「時間」とする説を採用している。

***20 選択と集中**

ももとは企業活動をする上で進出する事業を選び、そこに経営資源を集中的に投下するという民間企業の戦略であったが、近年の行政改革手法は「民間の経営改革手法」を積極的に取り入れており、多くの自治体で取り入れられるようになった。

II 改革の推進期間と推進体制

1 改革の推進期間

本大綱の推進期間は、平成26年度から合併特例期間終了に伴う激変緩和期間*21の最終年度にあたる平成31年度までの6年間とします。また、現下の厳しい財政状況に対応するため、実施計画については、前期（H26～28）・後期（H29～31）それぞれ3年間の実施計画とし、短期的に行うべき改革にも集中的に取り組んでいきます。



2 改革の推進体制と進行管理

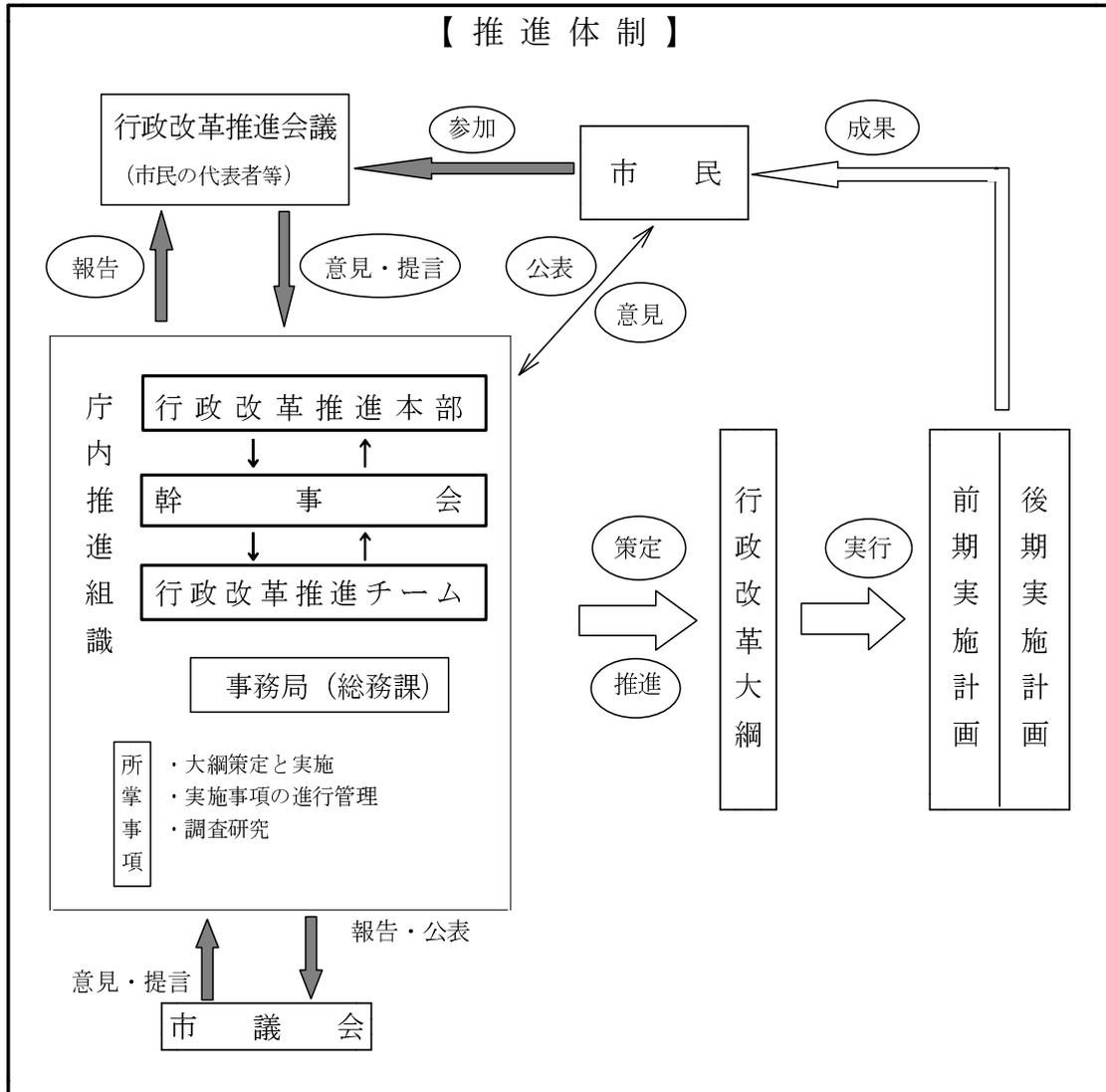
大綱の推進にあたっては、市長を本部長とする「大仙市行政改革推進本部」を中心に、市民の代表者で構成する「大仙市行政改革推進会議」の提言をいただきながら、全庁的体制で改革に取り組んでいきます。（図9）

また、行政改革の取り組み内容について、各課からの代表者で構成する行政改革推進チームによる実務的な調査・研究を行い、取り組み結果や財政効果額などを適切に把握し、進行管理を徹底します。その達成状況などについては毎年度、市議会、行政改革推進会議などに報告するとともに、市の広報誌やホームページなどを通じて広く市民に公表します。

更に、前期実施計画の期間が終了する際には、行政改革推進チームにおいて、取り組み目標の達成状況や実施計画の課題などを整理、評価し、その時点における本市を取り巻く環境などに応じて、平成29年度からの後期実施計画を策定します。

なお、本大綱及び実施計画は、推進期間中においても、国・県の制度改正や社会経済情勢の変化などに応じて随時見直しを行います。

(図9) 推進体制



***21 激変緩和期間**

合併後11年目から普通交付税の優遇措置が無くなるため、多くの地方団体が財政不足に陥ることが懸念される。このため、社会が急速に変動しないように、5年をかけて段階的に減額されていく期間のこと。大仙市は平成27～31年度の5年間。この期間の後(16年目)は完全に一団体として扱われる。図4参照。

III 改革の視点と基本方針

1 改革の視点

市役所の各部・各課単位で取り組む「部分最適」だけではなく、市役所の組織全体で取り組む「全体最適」を意識して、個々の改革の取り組みの整合性や一貫性を確保するため、3つの改革の視点を示します。

①市民本位の行政

真に市民が求めているものを的確に把握するとともに、市民にとって分かりやすく、納得できる行政運営を目指します。

②行政資源配分の最適化

行政運営の無駄、重複、非効率な部分の洗い出しと排除を徹底し、市で行っている施策の優先順位を再確認します。

③職員の意識改革

①～②の視点に立ち、職員一人ひとりが少子高齢化や過疎化の問題、大幅な財源不足などを十分意識した行政運営に努めるよう、更なる意識改革を行います。

2 改革の基本方針

第3次行政改革大綱では、目指すべき大仙市の将来像を現実のものとするため、人口減少、少子高齢化、過疎化に対応できる行政運営を柱に『成果を意識した効率的・効果的な行政運営』、『市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上』、『合併特例期間終了後を見据えた財政健全化の推進』を本大綱の基本方針として位置付け、それぞれに沿った個々の推進項目を掲げて取り組んでいきます。

(1) 成果を意識した効率的・効果的な行政運営

地方分権改革が進み、地方自治体はこれまで以上に自己決定・自己責任による行政運営が求められている一方、職員数の適正化をはじめとした、行政運営のスリム化が急務となっています。

このような中、社会情勢の急激な変化に適切に対応し、直面する多様な行政課題を解決していくことが求められていることから、行政評価システムの一層の充実を図り、「選択と集中」による事業の重点化や事務の効率化・スリム化など、今まで以上に成果を重視した改革を進めます。

(2) 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

市民にとって分かりやすく、納得できる行政サービスを提供するため、市民の視点に立ち、市民ニーズを的確に把握しながら、より市民が市政に参画しやすい仕組みの構築を進めます。

また、市民と行政が対等のパートナーシップを築いて、ともに地域の行政運営を進めていく社会の実現を目指し、「市民が行うべきこと」と「行政が行うべきこと」を明確にし、それぞれの責任と役割を分担しながら、連携・協力し合う体制づくりを進めるとともに、職員も地域の一員として、各々の居住する地域の行事や課題の解決に積極的に参加し、地域づくりを進めます。

さらに、職員一人ひとりが市民の期待に応えるべく、さらなる能力向上と意識改革を図るため、研修の充実に努めます。

(3) 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進

合併特例期間（平成17年度～平成26年度）の支援として措置されている普通交付税の増額措置（合併算定替え）については、平成27年度以降5年間で段階的に縮減されます。このことから、将来にわたって持続可能な財政運営を図っていくために、基金残高の確保と市債発行額の抑制に努めるほか、歳出の抜本的な見直しと自主財源の確保に取り組むなど、安定した財政基盤^{*22}の確立に努めます。

***22 財政基盤**

財政運営の基礎や基本となる事象、組織。安定の尺度として財政の健全度をみる財政力指数(指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになる。大仙市は 0.34～0.36)や財政構造の弾力性を判断する経常収支比率(数字が高くなるほど財源が少なくなる。70～80%程度が適正とされ、大仙市は 80%台後半)などの財政指標が用いられる。

IV 改革の具体的方策

1 成果を意識した効率的・効果的な行政運営

(1) 行政運営のスリム化の推進

「最小の経費で最大の効果を生む」事務処理体制を確立するため、第2次行政改革で推進してきた事務の効率化・スリム化に加え、行政運営の無駄や重複、非効率な部分の洗い出しと排除を徹底的に行います。

また、合併から10年が経過しようとしており、厳しい財政状況と職員数の適正化を進める中、地域にある支所を拠点としながら様々な行政課題に対応していくことができるよう、組織機構の見直しを行い、将来像を実現するための行政組織を構築していきます。

さらに、地方分権改革により、地方自治体の自主性、自立性が高まっていく一方で、限られた資源を効率的に活用していくためには、県との連携や広域的な地域間の連携といった新たな枠組みの形成も必要となってきました。

あわせて、市が抱える500を超える公共施設*²³については、必要以上の建て替えや大規模修繕等は極力行わず、代替施設として利用可能な施設の有無等を確認し、機能を移転・集約することで、サービスの維持・向上に努めます。

(2) 選択と集中による事業の重点化

厳しい財政状況の下では、現在行っている施策、事業の全てをこのまま継続していくことは困難となってきます。

その中で「市民満足度の向上」を図り、より良い成果を得ていくため、職員一人ひとりが、「市民は何を求めているのか」、「市は何を優先して行わなければいけないのか」を今まで以上に意識しながら、施策、事業の必要性を判断し、優先順位を決定することで、限られた経営資源「人・モノ・予算・情報・時間」を優先度の高い本当に必要な事業に集中的に投入します。

(3) 行政運営システムの充実

市で実施している「事務事業評価*²⁴」では、業務活動の基本単位である事務事業について、成果や必要性、有効性、効率性という観点から

PDCA サイクル*25による計画的な見直しを行ってきました。

これをさらに充実させ、「選択と集中」による業務の重点化を進めるため、「市民による市政評価*26」などの結果とも連携したより実効性のある行政評価システムの構築を図ります。

2 市民満足度を重視した行政サービスと職員力の向上

(1) 社会情勢や市民ニーズに対応した行政サービス

社会情勢の変化や、複雑・多様化する市民ニーズに迅速かつ適切に対応していくため、それらの的確な把握に努め、市民にとって分かりやすく、納得できる行政サービスを展開します。

また、現在行っている行政サービスについては、市民の視点に立ち、検証と見直しを徹底的に行います。

(2) 市民との協働のまちづくりの推進

本市を取り巻く環境が急激に変化していく中、複雑・多様化する市民の要望に対し、柔軟かつ適切な市政運営を続けていくには行政だけでは困難であることから、市民参加の促進を図り、市民との協働のまちづくりを推進してきました。

近年、市民ニーズは一層複雑化しており、より高度な対応が求められていることから、市民の視点に立った公益的な事業展開や課題に取り組むために、さらなる市民参加を推進していきます。

また、それぞれの地域や地区において、市民の担う役割、行政の担う役割を明確にし、連携・協力しあう体制づくりを進めるとともに、必要な情報を積極的に発信し、情報の共有に努めます。

(3) 職員力の向上と意識改革

複雑・高度化する行政需要に対して的確に対応し、市民の信頼に応えていくために、基礎自治体である市町村職員の能力の向上が求められています。

これに応えていくためには、職員それぞれがコスト意識やチャレンジ精神を持って業務に取り組むことが重要であることから、現在行っている職員研修の内容について、時代に即応し、直ちに効果が期待できるものとなるよう、一層の充実を図るとともに、個々の自主的なレベルアッ

プの意欲を奨励していきます。

また、職員一人ひとりが市の直面する行政課題を認識し、経営感覚と市民感覚、創造力を持つとともに、職務以外にも積極的に地域に関わるよう意識改革に努めます。

3 合併特例期間終了を見据えた財政健全化の推進

(1) 持続可能な財政基盤の確立

必要な行政サービスを確実に継続的に実施するために、本市が取り組むべき課題への対応に財源を重点的に振り向けるとともに、効率的で無駄がなく、実効性の高い施策を構築するための取り組みなどを進めていきます。

市債発行額の抑制に引き続き取り組むとともに、財政調整基金についても可能な限り積み増しを行っていきます。また、事務事業の整理合理化など、施策の抜本的な見直しを進め、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

(2) 財源の確保・拡充

市の財源の根幹をなす市税については、税の公正、公平性の観点から滞納整理をより一層進め市税収入の確保を図ります。

また、使用料や分担金、負担金などについては、経費の徹底した節減合理化を進めながら、適正な費用負担の確保に努めるほか、市有財産の積極的な売却促進を図り、財源の確保に努めます。

(3) 行政経費の節減・効率化

職員一人ひとりが行政経費の節減・効率化を意識し、更なる節減・効率化に取り組めます。

市単独補助金については、補助金審査委員会の提言や監査委員の指摘を踏まえ見直しを進めてまいりましたが、抜本的な改革が図られたものは限られていることから、再度、精査分析を行い、更なる見直しを進めます。

公共施設については、人口減少や少子高齢化の影響により、施設の利用状況等に大きな変化が生じることが予測されることから、月別・季節別の利用者数、利用時間帯、年齢層などを詳細に把握・分析し、施

設の利用実態に応じた運営方法の見直しを行います。

***23 公共施設**

公共の用に供することを目的として、国、地方公共団体またはそれらによって設立された法人によって設置・運営される公民館・体育館・集会施設・児童館等の施設。

***24 事務事業評価**

各課の事務事業を整理・分析し、評価することで、それらの課題を発見し改善策を考え、次回へつなげることを目的として、平成 21 年度より継続して実施している。

***25 PDCA サイクル**

Plan(計画)→Do(執行)→Check(測定・評価)→Action(改善)→P→D→C→A→というサイクルで不断に行政運営を点検し、次のプランに反映する活動。

***26 市民による市政評価**

調査結果を効果的かつ効率的な市政運営に結び付けるとともに、多くの市民に市の施策を周知し、市政運営に対する理解と協働のまちづくりに向けた意識醸成を図ることを目的に、平成 18 年度から継続して実施している。

資料

大仙市行政改革推進会議委員名簿

(敬称略)

| | |
|-----|---------|
| 会 長 | 進 藤 義 弘 |
| 委 員 | 佐 藤 美智子 |
| 〃 | 小 林 悟 |
| 〃 | 池 田 裕 毅 |
| 〃 | 鈴 木 善 和 |
| 〃 | 高 橋 星 子 |
| 〃 | 佐々木 正 広 |
| 〃 | 鈴 木 弘 之 |

第3次大仙市行政改革大綱 策定経過

| | |
|---------------------|-----------------------------------|
| 平成25年 5月 2日 | 市長協議 |
| 6月26日 | 第1回行政改革推進チーム全体会議 |
| 8月15日 | 副市長協議 |
| 8月16日 | 市長協議 |
| 9月 2日 | 行政改革推進本部会議 |
| 9月11日 | 「行政改革」に関する職員対象講演会 |
| 10月25日 | 第1回行政改革推進会議 |
| 10月30日 | 民間アドバイザーとの協議 |
| 11月27日 | 第1回行政改革推進本部幹事会 |
| 12月13日 | 第2回行政改革推進チーム全体会議 |
| 12月13日～ 26年1月30日 | 行政改革推進チーム分科会 (A～Dの4班体制でそれぞれ開催) |
| 12月19日 | 第2回行政改革推進会議 |
| 平成26年 1月 6日 | 民間アドバイザーと協議 |
| 1月20日 | 第2回行政改革推進本部幹事会 |
| 1月22日 | 市議会総務民生常任委員会協議会 |
| 1月28日 | 市長・副市長協議 |
| 2月 7日 | 第3回行政改革推進会議 |
| 2月 7日 | 第3回行政改革推進本部幹事会 |
| 2月18日 | 市長・副市長協議 |
| 2月24日 | 市議会議員全員協議会 |
| 3月 3日 | 行政改革推進本部会議 第3次大仙市行政改革大綱策定 |

